

# 史跡としての陵墓の憲法問題

縣

幸 雄

## 序

国土開発にともない、最近多くの遺跡が発見され、それらが慎重に発掘されているニュースに接する機会が多い。これらの発掘作業の中には、従来の定説を覆すような、古代日本の国家形成の歴史を知る上で貴重な出土品が見つかることもある。このことに関連して、古代史のなぞを解明するため、天皇陵とよばれている古墳に、考古・歴史学会が立ち入り調査をすることを求めていたが、古墳類は宮内庁の管理下にあり、「皇族の祖先を祀る墓であり、現在も祭祀が行われている場所」ということで、一般市民にも、学術研究者にもいっさい開放されていない。これらのなかには、巨大な前方後円墳の「仁徳天皇陵」などの学術的な価値が極めて高い文化遺産もあり、考古学の研究対象とすべき陵墓は約二四〇基に及んでいるといわれているが、(1)これらの開放を行わないとする法的根拠の合理性の有無につき、憲法理論から検討をしてみたい。

この限則三項により明治新政府が天皇の権威確立のための施策の一つとして急いで行つた陵墓の特定の結果を、そのまま調査することもなく、従前のものをすべてそのまま継承したことになった。したがって、歴史的にその天皇の存在が必ずしも実証されないようなものを含めて、「皇室の墓所であり、祭祀の場所」として陵墓および参考地と指定したということになる。これらのなかには、皇祖皇宗より承ける大權による政治を正当化する根拠として神聖不可侵なものとして意識的に形成・維持されたものもあるが、それらも現皇室典範により陵墓として指定されているということになつていて。

## 二 古墳と陵墓の二元的構造

1

天皇陵は、法的にどのような扱いをうけているのか。皇室典範二七

2

陵墓は、文化財保護法との関係において、次のような問題を提起す

る。文化財保護法によると、その二条一項四号で古墳を「記念物」の一つとして文化財であるとする。古代の陵墓は、いうまでもなく古墳である。そして、三条では「政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことができないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるよう、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない」として政府および地方公共団体の任務を規定し、その四条二項では「文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であること自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的適用に努めなければならない」として所有者等の心得を規定している。

このように文化財となるものは、その保全と公開を関係機関または

関係者に義務づけるものであるが、ここには古墳である陵墓を特別に除外し文化財保護法の規律外とする規定はない。したがって、法制上

は、天皇陵を中心とする陵墓も、八四条の二にもとづく文化財保護審議会の建議により、六九条にしたがつて文部大臣が史跡名勝天然記念物の指定をした場合には、四条二項が規定するように、国民的財産として保存され公開する等その文化的適用に努めなければならないということになる。

しかるに、これら古墳類は、史跡名勝天然記念物の指定をうけることは絶対にない。そのような結果となる理由は、宮内庁法二条一二号にある。同条は宮内庁の所管事務として「陵墓に関すること」をその職務とする。そして、これをうけて、国家行政組織法七条にもとづき政令である宮内庁組織令を制定し、宮内庁法二条一二号の職務の執行体制を次のように定めている。それによれば、同令七条により、宮内庁の部として、書陵部をおき、その職務の一つとして「陵墓に関すること」を所管せしめ、同令一八条により書陵部の分課の一つとして陵墓課を設置し、その職務としては同令二一条により「陵墓の管理に関

すこと」(一号)、「陵墓の調査及び考証に関すること」(二号)を行ふものとしている。これらの条項によれば陵墓を管理するのは、陵墓課であり、これによつて、結果として、古代の陵墓をして文化財保護法が規律しうる文化財の網の外におくという二元的構造をとるにいたつてゐる。

### 3

一般論として、故人の墓地の静謐を維持するということは、法益として守られるべきものであるのか。

実定法では、刑法一八八条一項「神祠、仏堂、墓所その他の礼拝所に対し、公然と不敬な行為をした者は、六月以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金に処する」として礼拝所不敬罪を規定し、また一八九条「墳墓を発掘した者は、二年以下の懲役に処する」として墳墓発掘罪を規定している。そして、発掘を法律によつて認められる場合は、つまり違法性が阻却されるものは、刑事訴訟法一二九条による検証、および墓地・埋葬等に関する法律五条による改葬の場合に限定される。そして、これら以外に、古墳が発見され石室のなかの調査が行われること、また土中より石棺が見つかり調査の結果として人骨を収集することがあるが、これらは人名が特定されない史跡として発掘されるものであり、土地所有者の同意を得た学術調査として、その発掘行為の違法性が阻却されるということである。したがつて、発掘行為はこれらに限定されるものであるから日光東照宮の徳川家康・秀忠の墓所、東京高輪の泉岳寺の赤穂四十七士の墓所は、人名が特定されているが故に、発掘されるということはない。

そこで、問題となることは、陵墓を調査させないということが、現行法の規定するそこに埋葬されている故人の静謐を害し得ないという一般的な法益の範囲内にあるといえるのか、ということである。前記した史跡である墓所は、一般に公開され立ち入りは自由に認められてゐるが、そこに眠る者の魂の平安が害されるということはない。いわ

ば、その家を外から見られることはあっても、他者はその家中には

決して入ってくることはなく、その者のプライバシーは守られるということである。この点において、宮内庁の陵墓に対するガードの固さには批判が生じる。考古学の立場からすると、石室の発掘とそこへの立ち入りを求めるものもあるが、多くの考古学者は、そこまでは求めず、陵墓の墳丘への立ち入りとその測量を行えば、十分に古代史のなぞがとけるという。したがって、立ち入りを認めても、墓所の静謐を維持すべきとする法益が害されるということはない。このようにいつても、自己の所有地であるが故にここに立ち入ることは「絶対にイヤだ!」との感情もあるであろう。しかし、憲法八八条によりすべての皇室財産は国有財産に編入されており、それが皇室用財産としてそのものの使用を皇族に限定しているとしても、そのことだけをもつて、一般的の個人の場合と同様に、その主張を正当なものとして認めるべきものか否かが問題となろう。

### 三 天皇制の権威確立のための政策としての陵墓とその祭祀

1

このような二元的構造を形成している根拠は、古く明治維新直後の天皇の権威確立のための一つの政策のそのままの継承にある。その経緯について若干ここで触れてみる。

明治新政府が行つた政策を列記するならば、次の如きものがあつた。つまり、行幸・行啓時における民衆の拝礼の形式、天皇の御諱使用的制限、菊の紋章の使用の禁止、天皇に関する著作物・写真の所持の禁止、皇族喪中期間の歌舞音曲の禁止、皇城周辺での開店営業の禁止、新律綱領・改訂綱領・諧謗律・刑法における不敬罪等における天皇の権威侵害に対する制裁、神仏判然令、教宣、位階勲等、尊皇教育、軍人勅諭、皇室財産の増加政策等々により天皇の権威の形成がはかられたものであるが、そのなかに陵墓周辺での禁止事項があつた。

それは、次の如くであつた。

#### ① 諸御陵ニ制札掲示

明治元年、明治新政府は、各府藩県に對して歴代天皇の陵の存否の調査を命じ、その報告を得て、その保存を命じてゐる。

そして、明治六年一一月、陵の制札の統一を命じてゐる。

諸御陵修營後構柵ノミニシテ制札無之或ハ有之文面不体裁ニ付今般改メテ別紙雛形通掲示到ヘク此旨相達候事  
太政官

何々天皇御陵  
東西何間 南北何間

定

一 猥ニ立入事並土居へ登ル事  
一 魚鳥ヲ捕ル事  
一 竹木ヲ伐ル事

右令禁止者也

年号 月

太政官

英文ニテ同断  
仮文ニテ同断

右堅可相守者也

某府県

この布達により、各府県は指定された制札を陵に掲示することにな

り、そして全国共通の原則として陵への一般人の立入禁止の規則が制定されるにいたった。(2)

② 地方官中陵掌墓掌陵丁墓丁ヲ置ク

各府県に存在する御陵につき、その御陵を守る者を常備する措置を明治新政府はとる。次の如き布達を太政官は出している。

山陵並ニ皇后御陵皇妃(國母ニシテ立后ナキヲ云)皇子皇女御墓守護ノタメ地方官中左ノ職員ヲ被置候條取締向行届候様注意可到尤現存ノ分巡検並ニ猶埋没ノ分探敷ノタメ時々教部省ヨリ官員派出為到候ニ付篤ト遂協議不都合無之様可取計此旨相達候事

陵掌 等外三等  
墓掌 等外四等

諸陵ニハ陵掌ヲ置キ御墓ニハ墓掌ヲ置ク一所一員ニ過クヘカラス一員數所ヲ兼掌シ又ハ陵墓相近キモノハ陵掌墓掌互ニ兼掌スル總テ土地ノ便宜ニ任カス

陵掌墓掌ハ日々陵墓ヲ巡護シ陵丁墓丁ノ勤惰ヲ検スルヲ掌ル若シ破損異常等アラハ知事或ハ參事に具状シテ其処分ヲ受クヘン

陵丁 月給四円  
墓丁 月給三円

諸陵ニハ陵丁ヲ置キ御墓ニハ墓丁ヲ置ク皆陵墓側近ノ戸ニ取テ之ニ充ツ諸陵諸墓トモ其広狭ニ因テ其員ヲ定ム一所二員ニ過クルヘカラス或ハ一員數所ヲ兼掌シ又ハ陵墓相近キモノハ陵丁墓丁互ニ兼掌スル總テ土地ノ便宜ニ任カス

陵丁墓丁ハ日々陵墓ヲ掃除シ及ヒ守衛スルヲ掌ル

太政官

この布達により、太政官は、陵墓への立入禁止の規則を実効ならしめるために監視機関を設置した。つまり、地方官に陵掌と陵墓という

職員を任用してその管轄する地域の陵墓の管理をせしめ、その監督の下に日々の陵墓の掃除等は近隣の住民より任命された陵丁と墓丁がその職務を行うというシステムを確立している。これにより、陵墓は神聖なる地域であるとの認識を国民に植え付けることができた。(3)

③ 皇后皇妃皇子皇女等御陵墓制札書式

そして、皇后皇妃皇子皇女等の陵墓についても、前述の①と同様の布達が明治一〇年二月に出されている。

皇后皇妃皇子皇女等御陵墓制札別紙之通相定候條地方官ニ於テ取調建設可致此旨相達候事但御場所狹隘ニシテ建設差支候向ハ取調可伺出事

内務省

何天皇	皇后中宮	何々陵
東西何間	南北何間	
定		
一 獵ニ立入ル事		
一 魚鳥ヲ捕ル事		
一 竹木ヲ伐ル事		
右令禁止者也		
月 日		
内務省		

何々妃 何天皇御母 何々御墓  
以下同文

この布達により、天皇の妃と皇子皇女の陵墓は、天皇のそれと同様に聖域としての扱いを受けることになった。(4)

年号月  
某府県

某府県

何天皇 皇后中宮 何陵

④ 御陵墓制札書面式改訂

前述の①の書式は、明治一〇年二月、次のように改訂されるにいたる。

明治六年一一月公達御陵制札面ノ儀自今横文ハ削除相成候条此旨相達候事

内務省

何天皇 皇子皇女 何御墓  
同文

この布達により、制札に記載されていた英文と仏文は削除されることになった。(5)

2

⑤ 御陵墓制札面書式改訂  
陵墓の制札は、明治一年五月、次のように改訂された。  
御陵墓制札面自今太政官並当省名及府県庁之添書ヲ削除シ其府県ト署名可到其他別紙難形之通改訂候條此ノ旨相達候事但從前建設有之分ハ立替等之節可書改事

内務省

この布達は、制札の文章の表現を変えただけであり、内容につき、その変更を行うものではない。(6)

何天皇 何陵  
周囲何百間  
一 周囲内ニ立入ル事  
一一 魚鳥等ヲ捕ル事  
一一 竹木等ヲ伐ル事  
右令禁止者也

以上、明治新政府が行った天皇の権威の政策の一つである陵墓の聖域化の軌跡の原点をたどってみた。これらの指定された陵墓は、すべて天皇の祭祀の対象となつた。これらは、賢所（皇祖天照大神を祀る）、皇靈殿（歴代天皇・皇族を祀る）、神殿（國中の神々を祀る）であり、その祭典は大祭（天皇みずから祭典を行い告文を読み上げる）と小祭（掌典長が祭典を主宰し天皇が礼拝する）により行われるものであった。そして、祭祀は、皇室祭祀令（明治四一年九月施行）に準拠して行われていた。その九条によると、大祭として春季皇靈祭・春季神殿祭が春分の日に皇靈殿・神殿で行われ、秋季皇靈祭・秋季神殿祭が秋分の日に、それぞれ皇靈殿・神殿で行われるべきものとしていた。

これらのうち皇靈祭は、天皇が、直接に、歴代天皇の陵、皇族の墓にあるすべての皇祖の靈に対しても遙か宮中より拝礼するという意味で

行わるものであった。このために、陵墓は、神聖かつ不可侵な場所でなければならない。天皇は、皇祖皇宗より大権を万世一系のものとして繼受するものだから、その皇祖が祀られている陵墓は、天皇の統治の正当性のシンボルとなる場所だからである。

この意味で、陵墓は厳重に警備され、権威あるものとして維持される。旧刑法においては、その七四条の不敬罪で、一項「天皇、太皇太后、皇太子又ハ皇太孫ニ対シ不敬ノ行為アリタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス」として不敬な行為を処罰するが、これに加えて、二項で「神宮又ハ皇陵ニ対シ不敬ノ行為アリタル者亦同シ」と規定する。この二項は、量刑において、陵墓と現存する天皇と皇族と同様の扱いをするものであり、このことは、陵墓がもつ对国民への畏敬の念を形成する意味を如実にあらわしているものと考えられる。

### 3

日本国憲法の施行にともない、昭和二二年五月に皇室の祭祀を根拠づけた皇室祭祀令が廃止された。廃止された理由は、祭祀が宗教的行事として行われるが故に、政教分離を原則とする憲法と整合する余地がないからであった。

しかし、現実には、明治憲法下で行われたものと同様な形式で皇靈祭は行われている。その理由は、次のことによる。皇室祭祀令の廃止に対して、当時の宮内府は、昭和二二年五月に、皇室事務の取扱に関する依頼通牒を長官官房文書課長名で各部局長官に発令している。これは、あらたに法律により儀式・祭祀令が制定されるまでは、従前の例によるというものだった。その内容は、次の如くであった。

皇室令及び付属令は、五月二日限り、廃止されることになった。ついで、事務は概ね左記により、取り扱うことになったから、命によつて通牒する。

### 記

- 一 新法令ができているものは、当然、夫々の条規によること。
- 二 政府部内一般に適用する法令は、当然、これを適用すること。
- 三 従前の規定が廃止となり、新しい規定ができるものは、従前の例に準じて事務を処理すること。
- 四 前項の場合において、従前の令によれないものは、当分の内の案を立てて、伺いをした上、事務を処理すること。

- 五 部内限りの諸規則で、新規則ができるまで、従前の規則に準じて、事務を処理すること。特別の事情のあるものは、前項に準じて処理すること。

この通牒の三号により、皇室祭祀令が廃止されても、従前のとおりに皇靈祭は行うことができた。この通牒は、現在でも、皇室事務の取扱の基準となっているが、昭和五〇年九月に「宮内庁法規集」より削除されている。この通牒は、一課長により部内に通達されたものであり、内閣によるものではない。(?)

### 4

現在では、この一課長の通牒を準拠として、皇靈祭を行うことの正当性の根拠としているし、また陵墓の非公開性の根拠ともしている。宮内庁は、天皇家が皇靈祭を行うことも、天皇家の祖先の墓として静穏と尊厳を保つことも、天皇家の信仰の問題というとらえかたをしている。古代天皇陵の発掘を宮内庁に求める考古学者に対する回答は、陵墓は文化財とは違う、天皇家の先祖の墓として祭祀を続けていいのだから公開するわけにはいかない、とするのが、その基本的なスタンスである。(8)

現在、天皇陵の周りにフェンスを張り、柵で囲み、外部からの進入

を阻むような措置をとり、そして掲示板に「一 獣に立ち入らぬこと  
一 魚鳥を捕らぬこと 一 竹木を伐らぬこと 宮内庁」との注意書きが記載されている。この文面は、明治六年一一月に太政官が「諸御陵ニ制札掲示」の指令を各府県に出した文面と同じ内容である。この意味では、一二〇年前に作られた原則がそのまま現在まで継続し、伝統を変更しないという姿勢を保っている。しかし、この文面の持つ意味は、異なる。明治六年のそれは天皇の権威を確立するものであり、現在のそれは天皇家の信仰による祖先の静謐の維持にある。

#### 四 史跡としての陵墓

##### 1

考古学によると、日本一の前方後円墳である堺市にある仁徳陵は誰が葬られているのか分からぬといふ。古代天皇陵で陵墓と被葬者が一致していることが完全に立証しうるのは、奈良県明日香村にある天武・持統合葬陵と、京都にある天智陵ぐらいであり、その他は必ずしも明確であるとはいえない。また、被葬者が明らかに誤りとされているものとしては、大阪府茨木市の繼体陵は古墳の形と出土品からすると一世紀も時期が異なり本物の繼体陵は高槻市にある今塚陵であろうといわれているし、奈良市の安康陵、奈良県香芝町にある顯宗陵、桜井市の崇峻陵もそうであるといふ。このように事実が異なるのは、天皇陵の指定が明治初期に急いでなされたものを、そのまま天皇陵として指定していることによる。

##### 2

それでは、このような被葬者不明の陵墓について、古代史を解明するため、これらを調査する権利を国民は有するのか。それとも、天皇家の信仰のプライバシーにより陵墓の聖域化は保護されるべき法益であるのか。

前述のように文化財保護法では古墳を文化財と規定し、陵墓を除外する規定は存在しない。したがって、文化財保護法六九条二項により文部大臣は、前記天皇陵を特別史跡名勝天然記念物に指定することができるはずである。この指定を文部大臣が行わないことにつき、国民は、国有財産である陵墓を調査する権利を有するとするならば、判例では直接認めているものではないが、行政事件訴訟法による無名抗告訴訟を裁判所に提起することができるのではないかとの問題提起が可となる。

このことに関連して、静岡県指定史跡を研究対象としている学術研究者が県の史跡解除処分の取消を求めた取消訴訟の原告適格の有無が争われた事件での判例が参考になる。

事件の概要は、次のようなことであった。静岡県教育委員会は、同県文化財保護条例によって史跡指定をした浜松市の「伊場遺跡」につき、駅前再開発と鉄道高架工事のための旧国鉄への代替地提供のため、右指定解除処分を行った。同条例によると、教育委員会は県内の重要な記念物を県指定史跡等に指定することができ、県指定史跡等がその価値を失った場合その他特殊な理由があるときは、その指定を解除することができる。この規定による指定解除処分につき、同遺跡の歴史的意義を認めて学術研究の対象としてきた学術研究者が、右遺跡なお価値を有し、また条例のいう「特殊の理由」は存しないと主張して、行政事件訴訟法九条の取消訴訟を行った。

原告は、「文化財享有権」を国民は有し、それは憲法一三条、一二三条、二五条、二六条により根拠づけられる具体的の権利であり、この具体的な権利を教育委員会に侵害されたという主張であった。これにつき、判決では「文化財享有権なる観念は、いまだ法律上の具体的の権利とは認められない」とし、文化財より受ける利益につき「本件条例及び法の他の規定中に、県民あるいは国民が史跡等の文化財の保護・活用から受ける利益をそれら個人の個別の利益として保護すべきとする趣旨を明記しているものではなく、また右各規定の合理的な解釈によつ

ても、そのような趣旨を導くことはできない。そうすると、本件条例及び法は文化財の保護・活用から個々の県民あるいは国民が受ける利益については、本件条例及び法がその目的としている公益の中に吸収解消させ、その保護は、もっぱら右公益の実現を通じて図ることとしているものと解される。そして、本件条例及び法においても、文化財の学術研究者の学問研究上の利益の保護について特段の配慮をしていると解しうる規定を見出すことはできないから、そこに、学術研究者の右利益について、一般の県民あるいは国民が文化財の活用からうける利益を超えてその保護を図ろうとする趣旨を認めるることはできない」「したがって、本件遺跡を研究の対象としてきた学術研究者であるとしても、本件史跡指定解除処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有せず、本件訴訟における原告適格を有しないといわざるをえな」（最高判・平成元年六月二〇日）としている。（9）

この判決によれば、国民は文化財に対して個々の具体的な権利を有するものではなく、それによって得る利益は反射的利益であるとの立場をとり、原告適格の存在を否定する。この判例の論旨からすれば、取消訴訟の利益すらないとするならば、天皇陵の立入調査を求めることができるというような積極的な無名抗告訴訟が認められる余地はまったくないということになる。

### 3

この文化財に関する原告適格の有無の問題については、訴訟法理論から提起されている「代表者出訴資格」の考え方より批判される。すなわち、文化財保護政策は、文化財の実質的享有者である国民の信託にもとづくものであるが、文化財を保護し保存すべき責務をおう行政が、その職務を行わない場合に、国民に原告適格を認めないとするならば、その行政の不法性を訴求する主体がないという不当な結果を招くのではないか、ということである。このような国民の集合的共通的な利益を守るために訴訟については、訴訟を遂行するにもっとも

適切なものを代表的出訴資格者とするものがある。本稿のテーマにそくしていえば、学術会議等が出訴資格をもつということになろう。この「代表的出訴資格」の法理については、他の権利享受者との出訴資格の関係、判決の矛盾抵触、再出訴の調整等の問題点が指摘されても、学説の多くによつて積極的に評価されるところとなつてゐる。（10）

この制度の確立は、行政事件訴訟法の解釈で處理しうるものではなく、客觀訴訟の範疇に属するものであるから格別の法律がなければならず、立法政策の問題であると考えるから、論点の指摘だけにとどめ、この問題への立入はここでは避けたい。

### 4

以上、判例の論理からすれば、二一条の知る権利、二三条の学問の自由等からは、未公開の古墳を開放し、これの立入・発掘調査の権利を導き出すことはできない。これらは、あくまでも、所有者または管理者の承諾がなければ、なすことができない行為だからである。

それでは、逆に、国有財産とされるものについて、その未公開を正当なものとする論理に、憲法解釈上、問題はないのであろうか。このことを、検討することが必要となる。陵墓の所有者はだれか。憲法八八条「すべて皇室財産は、国に属する」との規定により、皇室財産は国有財産に移転した。しかし、すべての財産が純然たる国有財産になるというものではない。国有財産法三条二項三号は「皇室用財産において皇室の用に供し、又は供するものと決定したもの」と規定することにより、国有財産の中には皇室が専用することができる皇室用財産を設定している。また、皇室経済法四条および六条による内廷費・皇族費によつて賄われた物は当然に私産であるし、同法七条による「皇位とともに伝わるべき由緒ある物は、皇位とともに、皇嗣が、これを受ける」として繼受したものも私産ということになる。

これにより、皇室の財産は、三つに分かたれる。第一は完全に国有

化されたもの、かつての御料地がそれである。第二は国有財産に編入されたが皇室の用に供される皇室用財産であり、それには皇居・離宮・御所等がある。第三は純然たる私有財産である日常必需品と皇位とともに伝わるべき由緒あるものである。この由緒ある物とされるものは、三種の神器、宮中三殿（賢所・皇靈殿・神殿）等がこれである。それでは、陵墓は、この三つの財産、すなわち国有財産、皇室用財産、私有財産のうちのどれに属するものであるのか。前述したように春季秋季の皇靈祭・神殿祭の祭祀の対象となることを想定するものであるから、陵墓は宮中三殿と同様に天皇家の私産となるべきものであろう。おのづから、その造営・管理・補修は内廷費および皇族費により賄われるべきものとなる。

しかし、この陵墓の扱いについて、個人のための宗教施設ではあるが、それを皇室典範二七条では、国費をもって造営・管理・補修するものと規定している。(1) また、附則三項によると、従来より存在する陵墓は、この皇室典範二七条によつて造営したものとみなすと規定している。したがつて、すべての陵墓の管理・補修は、宮廷費によつて行われ、国家機関である宮内庁書陵部陵墓課により実施される行政事務という扱いになり、国有財産であるが、陵墓は皇室用財産の扱いとなつてゐる。このことは、天皇家の信仰を国費で保護する事になり、政教分離の原則に反することになる。(実際問題としては、皇室經濟法は皇室に関する費用として宮廷費と内廷費を制度上区分しているが、その区分は曖昧であるといふ。つまり、内廷費を御手元金として宮内庁の經理に属さない公金としてもそれを管理するのは侍従職の經理係が出納している。この侍従職は宮内庁職員である。また、皇子等皇位繼承者が語学やその他の個人レッスンを受けた場合の謝金は宮廷費より支払われる。両者は、その制度上の区別にもかかわらず、金銭の使用の仕方は、互いにその境目を曖昧にしている。「半公半私」が皇室関係の予算であるといわれている)(2) このようなカッコ書きの運用上の実態の問題があるとしても、宮廷費と内廷費の使用上の区別

が、法制上なされている以上は、陵墓につき次のようにしなければ、憲法理論上、整合しない。

## 5

内廷費をもつて、陵墓を管理すれば、それは一応は合憲となるであろう。しかし、この措置は、そのために内廷費の増額を行うことに結びつくものであるから、特定の個人の信仰の保護のためにする措置となり、これは目的効果基準にてらして特定の宗教の保護育成にあたるものであるから違憲となる。それでは、数多くある陵墓をどのように管理・維持すればよいのか。内廷費で行えない以上、宮廷費によるしかないが、これは、皇靈祭・神殿祭の関係で、従来のまた現在の古式に則した方式での式典で行うのであらうから、政教分離の原則と整合しないことは明らかである。矛盾なく双方を両立させるためには、現在の形式を改めるしかない。この場合、皇靈祭・神殿祭を行なうのは、天皇家の信仰の問題であるから、これを神式で行わないということは不可能である。さすれば、陵墓の現在の管理のあり方を、政教分離の原則に反しない形式に改めることにより整合させることはできないことになる。

それでは、具体的には、どのような措置をとればよいのか。宮内庁は、考古学上、天皇陵と明確に異なるとされているものであつても、古代陵墓は天皇・皇族を祀る場所として祭祀がおこなわれて「生きた墓地」であり、祭祀を行つてゐるならば、そこに御靈は転移しているとしている。(3) また、一致していると推測しうるものについては、当然のこととして、天皇家独特的祭祀が行われる場であるから、聖なる場所として何人の立入を拒絶できる場所なのだ、としている。この論理は、純然たる私産であるならば、成立するであろう。見せる見せない、立入を認める認めないは、あくまでも、その所有者の自己の情報に関するプライバシーだからである。しかし、皇室用財産は、半公半私としてその境界を明確にしないことを特徴としながら、陵墓

に關してだけは敵格に私產であることを前提とした論理の組立を行つてゐる。この二重の基準の設定は、矛盾ではあるまいか。この矛盾を回避するには、他の皇室用財産と同様に、その性質に応じて、国有財産として国民の用に供することしかない。皇居は皇室用財産であり、普段は開放されていない。しかし、國賓、報道関係者、受賞者、一般国民は、時宜に応じてここへの立入を行つてゐる。これと同じ意味で、陵墓の死者の静謐を維持することは法益として守らなければならぬ、しかし、これらは国有財産つまり國民の財産であり、そして国民の税金でそれらは維持・管理される當造物である以上は、國民の知る権利・学問の自由より超然として存在しうるものでもない。「半公半私」を皇室用財産の本領とする体制を維持しようとするならば、陵墓も皇居と同様の扱いをしなければならない。前述したような學術研究者が求めていたり立入をも拒絶することの正当性は、憲法八八条の規定からすれば認めがたいものと云わざるをえない。

## 6

また、陵墓の問題は、文化財保護法と宮内庁組織令の法の効力の優劣ということに關連して、これを非公開とすることに、法的根拠はないのではないかとの疑問を、本稿は有する。

政令である宮内庁組織令二一条は、陵墓課の事務を規定している。その一号では「陵墓の管理に関する事」と二号では「陵墓の調査及び考証に関する事」と陵墓課の職務を規定している。この墓課陵の職務を規定する宮内庁組織令は、国家行政組織法七条六項が規定する「府、官房、局及び部には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める」との条項に根拠すけられ、委任立法として制定された立法としての性質を有するものである。ここに、文化財保護法は、古墳を文化財と指定して、その学術調査することを認めているが、この法律による規定と政令による規定が重複していることにつき、どのように解することに

よりその整合性を保つか、という問題が生じる。この際、政令によつて、陵墓課は陵墓の考証という職務を付与されているものであるが、このことをもつて、陵墓に関する考証を排他的に独占する権限を、与えられているとは考えられない。これを正当なものとするならば、下位の法により上位の法の規定する法益を篡奪することを認めることであり、法律をもつて政令の内容を規制する授権規範の性質に悖る解釈だからである。しかるに、現実には、陵墓課は、年一回発行する書陵部紀要に、適宜、陵墓に関する写真・測量図・地形図等のデータを発表し、また出土品の展示会などを行つてゐるが、これをもつて、陵墓課が陵墓に関する情報を開示しているとの論理を採用しているのではないか、との感想をもたざるを得ないようなガードの固さである。

文化財保護法は、上位法である。同法六九条の規定にしたがつて、文部大臣が史跡名勝記念物の指定を行うことを妨げる法制上の隘路はない。ひとえに、史跡としての陵墓の開放は文部大臣の判断にかかる。 (13)

- |             |                            |          |                            |          |          |          |          |          |          |          |          |          |
|-------------|----------------------------|----------|----------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 13          | 12                         | 11       | 10                         | 9        | 8        | 7        | 6        | 5        | 4        | 3        | 2        | 1        |
| 毎日新聞        | 毎日新聞                       | 毎日新聞     | 法令全書第六卷                    | 法令全書第七卷  | 法令全書第一〇巻 | 法令全書第一一巻 | 法令全書第一〇巻 | 法令全書第一〇巻 | 法令全書第一〇巻 | 法令全書第一〇巻 | 法令全書第一〇巻 | 法令全書第一〇巻 |
| 一九九六年一月一日朝刊 | 一九九五年一月九日号                 | 一四〇頁     | 三三四頁                       | 三六九頁     | 三六九頁     | 六五六卷     | 六五六卷     | 四六六頁     | 三六九頁     | 三六九頁     | 三六九頁     | 八〇八頁     |
| （第三版）       | （第三版）                      | （第三版）    | （第三版）                      | （第三版）    | （第三版）    | （第三版）    | （第三版）    | （第三版）    | （第三版）    | （第三版）    | （第三版）    | （第三版）    |
| 笹川紀勝        | 平田和一                       | 横田耕一     | 平田和一                       | 鈴木和一     |
| 自由と天皇制      | 「史跡指定解除処分取消訴訟の原告適格」行政判例百選Ⅱ | 象徴天皇制の構造 | 「史跡指定解除処分取消訴訟の原告適格」行政判例百選Ⅱ | 象徴天皇制の構造 |
| 一九九五年       | 一九九五年                      | 一九九五年    | 一九九五年                      | 一九九五年    | 一九九五年    | 一九九五年    | 一九九五年    | 一九九五年    | 一九九五年    | 一九九五年    | 一九九五年    | 一九九五年    |
| 村山          | 村山                         | 村山       | 村山                         | 村山       | 村山       | 村山       | 村山       | 村山       | 村山       | 村山       | 村山       | 村山       |

内閣時の与謝野馨文相は、退任後、次のような投稿を「宮内庁は天皇陵を調査すべきだ」との題名で新聞社に行っている。「祖先を祀る大切なお墓であるという立場から天皇陵の調査に宮内庁はためらいがあるようを感じられる。そのこと 자체は十分に理解できること」である。しかし、私はぜひ、あの時代をもう少し良く知りたいと思う。宮内庁の立場と日本の歴史研究の重要性を両立させるためには宮内庁が自らの手で徹底的に学術調査するしか方法はない。そして知りえたデータを、国民の共通の知的財産とする作業が必要だ。私はお墓の中に入っていくことまで主張しているのではない。せめて古代史の研究者の多くが切望している『天皇陵の外形・表面調査』を宮内庁自らが行い、『天皇陵目録』と呼ばれるようなものを完成し、国民や研究者に発表することが必要なのではないか。いたたか能となつていい天皇陵の学術調査が『ロゼッタ・ストーン』であることを願う国民の一人である」との主張であった。文部大臣が、限定的ではあるが、このような宮内庁に対して天皇陵の情報開示を求めたことは、先にも後にも、これだけである。朝日新聞 一九九五年一二月三一日朝刊